

発表項目 (行事名)	「令和元年度 幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会」 の開催について	
概要	<p>○ 「令和元年度 幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会」を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開催日時 令和2年2月20日 (木) 10:30～ (1時間30分程度)</p> <p>2 開催場所 道庁本庁舎9階 経済部会議室 (札幌市中央区北3条西6丁目)</p> <p>3 構成機関 北海道、幌延町、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</p> <p>4 意見交換 (1) 環境保全対策の実施状況について (2) その他</p> <p>5 傍聴について <ul style="list-style-type: none"> ・この意見交換会は一般の方の傍聴が可能です。 ・傍聴の受付は、当日先着順で行い、定員(15名)を超えた場合、入室をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・開催予定時刻までに、受付を済ませて下さい。 ・傍聴に当たっては、別紙の留意事項(傍聴要領)を遵守願います。 </p> <p>6 参考 幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会開催要領</p>	
参考		
報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	場所 なし
担当(連絡先)	経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 (担当者: 池本) TEL ダイヤルイン 011-204-5318 内線 26-154	

幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会開催要領

1 目的

幌延深地層研究については、近年、地下施設建設の進捗に伴い、掘削土の処理や湧水の排出などによる生活環境や自然環境への影響に対する道民の関心が高まってきており、道民や町民に対する的確な情報の提供など適切な対応が求められている。

このため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターが行う環境保全の取組などに関し、関係機関が情報の共有を図ることを目的として、幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会（以下、意見交換会という。）を開催する。

2 構成

意見交換会は、次の機関（以下、構成機関という。）により構成するものとする。

北海道

幌延町

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

3 意見交換事項

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターが行う環境保全の取組
- (2) その他、幌延深地層研究の実施に伴い、構成機関による意見交換が必要な事項

4 意見交換会の開催等

- (1) 意見交換会は、毎年度、随時に開催するものとする。
- (2) 意見交換会は原則として公開とし、開催日程及び開催結果の概要を北海道のホームページに掲載するものとする。

5 庶務

意見交換会の庶務は、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室が行うものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営などについて必要な事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

「幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会」傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 「幌延深地層研究に関する関係機関意見交換会」（以下「意見交換会」）の傍聴を希望される方は、意見交換会の開催予定時刻までに、受付で傍聴券の交付を受け、事務局の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、意見交換会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 意見交換会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 意見交換会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 意見交換会において、ビラ・チラシの配布、横断幕などの提示、ゼッケンの装着などの行為はできません。
- (4) 意見交換会において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) その他意見交換会開催中の秩序を乱すなど、議事を妨害するようなことはできません。

3 意見交換会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。ご不明な点があれば、事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。